

紋別港港湾計画書

—— 改 訂 ——

平成 11 年 11 月

紋別港港湾管理者

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	3
III	港湾施設の規模及び配置	4
1	公共ふ頭計画	4
2	危険物取扱施設計画	5
3	水域施設計画	5
4	外郭施設計画	6
5	小型船だまり計画	7
6	臨港交通施設計画	8
IV	港湾の環境の整備及び保全	9
1	港湾環境整備施設計画	9
V	土地造成及び土地利用計画	10
VI	その他重要事項の計画	11
1	大規模地震対策施設計画	11

I 港湾計画の方針

紋別港は、オホーツク海沿岸のほぼ中央部に位置する港湾であり、昭和 50 年 4 月には重要港湾に指定された。

本港の整備は、大正 12 年漁港修築に着手して以来進められてきたが、昭和 50 年の重要港湾への指定を契機に商港としての整備が進められ、現在では紋別市を核とする網走地域^{あばしり}の北部及び上川地域^{かみかわ}の一部を含む生活、産業に係わる物流拠点港として発展し、また、沖合、沿岸漁業の基地として重要な役割を果たしている。

平成 9 年の港湾取扱貨物量は、対岸貿易による林産品や水産品、内貿の建設資材等を中心に、外貿 10 万トン、内貿 49 万トンに達している。

本港の背後地域は、林業、水産業を中心とした産業が集積しているとともに、北海道を代表する酪農地帯となっているほか、独特の魅力を持ったオホーツク観光の拠点が数多く立地しており、北海道第 2 の都市である旭川市と結ぶ高規格幹線道路や新紋別空港等の広域交通体系の整備が進展する中、観光も含めた地域産業のますますの発展が期待されている。

このような社会・経済状況の中、本港では、背後圏の基幹産業が必要とする原材料等の海外依存度の高まりに伴い、新たな輸送需要が発生していると同時に、地域経済に大きく貢献しているロシア等対岸交流の拡大により、港湾の利用形態が変化してきている。これらの変化に対応し、効率的な物流体系の形成に資する機能の一層の充実が要請されている。また、水産等の地域産業への支援、まちづくりと連携し、港湾環境を活かした親水空間の創出、防災に係わる意識の高まりへの対応等、多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、平成 20 年代前半を目標年次とし、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

- 1) 網走地域の北部及び上川地域の一部を含む背後圏の流通拠点港として、物流の効率化及び物流需要の増大に対処するため、新港町^{しんこうちょう}地区において外内貿物流機能を強化する。
- 2) 本港に在籍するポートサービス船、作業船、漁船等の小型船舶の輻輳を緩和すると同時に、施設の狭隘化、老朽化に対処するため、小型船だまりの機能の拡充を図る。
- 3) 大規模地震災害に対処するため、緊急物資輸送等に資する耐震性の高い港湾施設を確保し、防災機能の向上を図る。
- 4) 港湾における諸活動の安全を確保するため、外郭施設等の見直し、拡充を図る。
- 5) 多様な機能が調和し、連携する質の高い空間を形成するため、陸域 120 ha と水域 1,830 ha からなる港湾空間を以下のように利用する。
 - ① 新港町地区の第 2 ふ頭東部から第 3 ふ頭は、物流関連・産業ゾーンとする。
 - ② 港町地区^{みなとちょう}及び新港町地区の第 2 ふ頭北部は、水産関連ゾーンとする。
 - ③ 新港町地区中央部は、船だまり関連ゾーンとする。
 - ④ 港南地区^{こうなん}は、緑地レクリエーションゾーンとする。
 - ⑤ 港町地区の市街地と隣接する部分は、都市機能ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型、港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	40万トン
	内 貿	60万トン
	合 計	100万トン
入港最大標準船型		3万D/W級
港湾利用者数	旅客施設利用者	25万人

III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 新港町地区

第3ふ頭

林産品、鉱産品等の外貿貨物及び特殊品等の内貿貨物を取り扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m (工事中)

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (工事中)

ふ頭用地 13 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 1 ha 既定計画、12ha 工事中)

既定計画

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

第2ふ頭

既定計画を削除する。

既定計画

水深 8 m 岸壁 延長 210 m (漁船用)

水深 6 m 岸壁 延長 180 m (漁船用)

2 危険物取扱施設計画

2-1 新港町地区

既定計画を削除する。

既定計画			
水深 5.5 m	岸壁 2 バース	延長 180 m	(公共)
ふ頭用地	1 ha	(荷捌施設用地)	
危険物取扱施設用地	4 ha		

3 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

本港地区 本港航路 水深 12~13 m 幅員 190 m

既定計画			
本港地区	本港航路	水深 13 m	幅員 250 m

3-2 泊地

新港町地区 水深 12 m 面積 21 ha

水深 10 m 面積 4 ha

既定計画				
新港町地区	水深	12 m	面積	45 ha
	水深	8 m	面積	4 ha
	水深	7.5 m	面積	3 ha
	水深	6 m	面積	2 ha
	水深	5.5 m	面積	1 ha

4 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

本港地区 北副防波堤 延長 300 m (うち 253 m 既設)

第 1 外防波堤 延長 300 m

第 2 防波堤 延長 1,450 m

(うち 1,385 m 工事中)

第 3 防波堤 延長 910 m (うち 853 m 既設)

第 4 防波堤 延長 300 m

既定計画

本港地区 第 2 防波堤 延長 1,800 m

第 3 防波堤 延長 855 m

第 4 防波堤 延長 350 m

5 小型船だまり計画

漁船、ポートサービス船、作業船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

5-1 港町地区

港町ふ頭

岸 壁 水深 5.5 m 延長 200 m

物 揚 場 水深 4 m 延長 208 m

ふ頭用地 2 ha

なお、これに伴い、防波堤 69 m を撤去する。

第2船揚場

防波堤（波除）延長 40 m

第1船だまり

既定計画どおりとする。

既定計画

物 揚 場 水深 3 m 延長 62 m

ふ頭用地 1 ha

5-2 新港町地区

新港船だまり

泊 地 水深 4 m 面積 3 ha

防 波 堤（波除）延長 90 m

物 揚 場 水深 4 m 延長 460 m

ふ頭用地 2 ha

第3 船だまり

既定計画どおりとする。

既定計画

泊地 水深 4 m 面積 2 ha (既設)
防波堤 延長 120 m (うち 100 m 既設)
物揚場 水深 4 m 延長 440 m (既設)
ふ頭用地 (既設)

6 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

既定計画を削除する。

既定計画

臨港道路新港4号線

起点 臨港道路新港港南線

終点 道道紋別港線

2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾の環境の整備及び保全を次のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

港 町 地 区 緑地 1 ha

新港町地区 緑地 9 ha (うち 3 ha 既設)

〔	既定計画	〕
	新港町地区 緑地 5 ha	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用 途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用 地	工業用地	都市機能 用 地	交通機能 用 地	緑 地	合 計
港 町 地 区	(2) 15	8	1	5	1	1	(2) 29
新港町地区	(2) 25	(1) 19	4		7	9	(3) 63
港 南 地 区	5			1	2	19	26
合 計	(4) 45	(1) 27	4	5	10	28	(5) 118

注1) () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

(単位：ha)

用 途 地区名	ふ頭用地	港湾関連 用 地	工業用地	交通機能 用 地	緑 地	危 険 物 取扱施設 用 地	合 計
港 町 地 区	(1) 13	13	1	1			(1) 27
新港町地区	(3) 20	22	4	8	8	(2) 4	(5) 66
港 南 地 区	5			2	19		26
合 計	(3) 38	35	4	11	27	(2) 4	(5) 118

注1) () は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項の計画

1 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

新港町地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m